

事業拡大がつつくアジア地域、展望と課題を探る

日本貿易振興機構（JETRO）では、アジア・オセアニアにおける日系企業の活動実態を把握するため、毎年「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」を実施している。調査対象は、北東アジア5カ国・地域、ASEAN9カ国、南西アジア4カ国、オセアニア2カ国の計20カ国・地域に進出する日系企業（日本側による直接、間接の出資比率が10%以上の企業）である。

調査の内容は、営業利益の見通しや事業拡大意欲、経営課題、製造・サービスコストの上昇、原料・部品の調達（製造業）、輸入の状況、現地市場開拓への取り組み、そして賃金などとなっている。国・地域ごとに傾向がわかるうえ、30年以上実施しているため、過去との比較ができる。

2017年度の結果によると、同年の営業利益見込みを「黒字」とした企業の割合は増加し、「赤字」とした企業は減少している。

また、南西アジアを中心に、ほぼすべての対象国の景況感が改善。その理由は「現地市場での売上増加」が最も多く、かつては生産拠点だったアジア地域が、市場としての力をもつようになったことがうかがえる。

「今後の事業展開」については、「拡大」と回答した企業の割合が5割を超えた。拡大意欲が高かったのは、パキスタン、ミャンマー、インド、ベトナムであった。

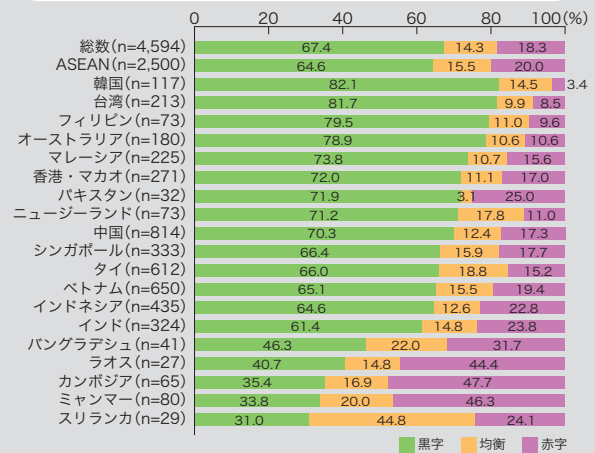
「経営上の問題点」として最も多かったのは「従業員の賃金上昇」だ。特にカンボジアやインドネシアでは8割を超えた。そして、製造業の調達コストの上昇も、前回調査よりポイントが高くなっている。

経営課題については、国・地域別に上位5項目をリスト化しており、国ごとの課題の傾向がつかめる。さらに、中国とアジア主要国についてはチャート化されているため、中国とのリスクの比較ができる。

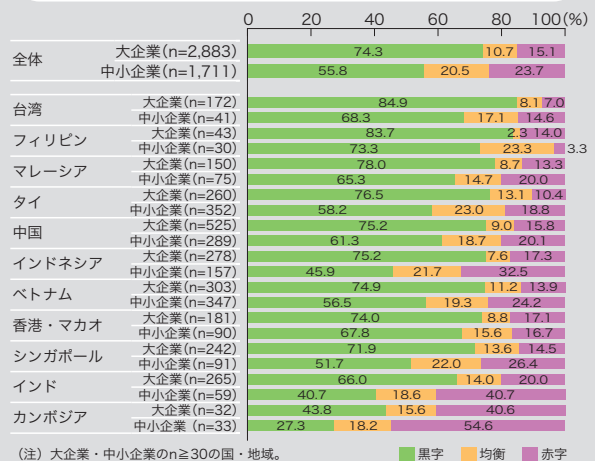
有望市場として注目されるアジア地域だが、進出にあたっては、国ごとのリスクや問題点を十分に見きわめることが重要となるだろう。

出所：[1][2] 日本貿易振興機構（JETRO）『2017年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査』（2017年12月）

2017年の営業利益見込み（国・地域別）



2017年の営業利益見込み（国・地域別、企業規模別）



(注) 大企業・中小企業のn≧30の国・地域。

[1] 営業利益見通し

全地域共通の問題点（上位10項目、複数回答）

順位	回答項目	2017年調査 (%)	2016年調査 (%)	増減 (ポイント)	業種別 (%)		企業規模別 (%)	
					製造業 (%)	非製造業 (%)	大企業 (%)	中小企業 (%)
1	従業員の賃金上昇	66.7	65.3	1.4	74.3	59.7	66.3	67.3
2	品質管理の難しさ（製造業のみ）	51.9	50.5	1.4	51.9	-	48.4	56.2
3	競合相手の台頭（コスト面で競合）	49.9	46.6	3.3	51.5	48.3	53.4	44.0
4	従業員の質	46.9	44.1	2.8	49.9	44.2	46.3	48.0
5	原材料・部品の現地調達の難しさ（製造業のみ）	45.1	43.2	1.9	45.1	-	44.2	46.2
6	調達コストの上昇（製造業のみ）	40.7	29.0	11.7	40.7	-	40.2	41.4
7	新規顧客の開拓が進まない	38.5	37.6	0.9	36.4	40.3	35.5	43.5
8	主要取引先からの値下げ要請	35.9	35.2	0.7	44.1	28.5	34.6	38.2
9	限界に近づきつつあるコスト削減（製造業のみ）	35.3	34.5	0.8	35.3	-	34.8	36.0
10	税務（法人税、移転価格課税など）の負担	32.4	27.7	4.7	35.6	29.5	35.3	27.6

[2] 経営上の問題点



5月にEUで一般データ保護規則施行

EUでは2018年5月に、「一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation : GDPR)」が施行される。EU加盟国共通の個人情報データの処理と移動に関するルールである。現在、EU加盟国それぞれに、データ保護に関する規定は存在するものの、国によってその内容は異なっている。それが統一されることとなる。また規制も、現行の「データ保護指令 (Data Protection Directive 95/46/EC)」より強化される。

この規則に関心を寄せてほしいのは、欧州に拠点をもたない企業においても、かかわりが起こりえるからだ。日本からEUに商品やサービスを提供する企業、EUから個人データの処理を受託している企業などは、GDPRに沿って手続きを行わなければならない。

また、違反したときの制裁金が多額であるという点にも注意したい。違反した場合、違反内容によっても異なるが、最低でも、1,000万ユーロ (13億円 / 1ユーロ130円として) という額である。最大では、全世界売上高 (年間) の4%が制裁金となる。中小企業にとっては、死活問題になりかねない。

日本の個人情報保護法に沿って対応しているから大丈夫と考えるほしくない。GDPRでは、個人データを域外に移転することが禁止されており、日本は欧州委員会からデータの保護措置が十分なレベルにないとされているため、「拘束的企業準則 (Binding Corporate Rules: BCR)」もしくは「標準データ保護条項 (Standard Data Protection Clauses : SDPC)」などを使う必要がある。それゆえに、GDPRについて把握し、各社が独自の対応計画を立てなくてはならない。幸い、GDPRの施行時に完全に対応している必要はないという余地が残されている。各企業は計画的に順次対応をすることで、違反にあたらぬようにしていただきたい。

欧州でビジネスをする方に確かめてみたところ、「淡々と進めている」「進んでいる」とのことで、ことさらに騒ぎ立てているわけではないというのが現地の状況のようである。経営者の的確な判断と対応が求められる。

(編集室 フンレン 文斌)